

熊生企第260号  
平成29年3月24日

熊本県警察自転車防犯登録事務取扱要綱の制定について（通達）

熊本県公安委員会から自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第12条第3項の規定による指定を受けた熊本県自転車二輪車商協同組合（以下「二輪車商組合」という。）及び公益社団法人熊本県防犯協会連合会が行う自転車の防犯登録に係る業務に対し本県警察が行う事務の取扱い等については、「熊本県警察自転車防犯登録事務取扱要綱の制定について（通達）」（平成23年2月3日付け熊生企第144号ほか。以下「旧要綱」という。）により実施しているところ、本年4月1日から、警察署長の事務とされている防犯登録の登録事項に係る電磁的記録の作成（二輪車商組合の委託を受けて防犯登録に係る登録業務の一部を行う者が作成した新規登録に係るものに限る。）が二輪車商組合において行われることとなること等に伴い、要綱の内容を見直し、新たに別添「熊本県警察自転車防犯登録事務取扱要綱」を制定し、同日から施行することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、本通達の施行をもって旧要綱は廃止する

別添

## 熊本県警察自転車防犯登録事務取扱要綱

### 第1 趣旨

この要綱は、熊本県公安委員会から自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第12条第3項の規定による指定を受けた熊本県自転車二輪車商協同組合（以下「二輪車商組合」という。）及び公益社団法人熊本県防犯協会連合会（以下「県防犯協会」という。）（以下これらを「指定団体」という。）が行う自転車の防犯登録（以下「防犯登録」という。）に係る業務に対し熊本県警察が行う事務の取扱い等について必要な事項を定めるものとする。

### 第2 準拠

防犯登録に関する業務については、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律及び自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第12号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### 第3 定義

この要綱における用語の意義は、それぞれ次のとおりとする。

#### (1) 新規登録

自転車を利用する者の申出により、防犯登録されていない自転車（抹消登録されたものを含む。）に防犯登録を行うことをいう。

#### (2) 変更登録

新規登録を受けた者又はこの者と同居する親族（以下「新規登録者等」という。）の申出により、当該新規登録に係る登録事項（氏名又は名称、住所、登録カード作成の年月日、登録番号その他の登録カードに記載すべき事項をいう。以下同じ。）のうち、氏名若しくは名称、住所又は電話番号を変更することをいう。

#### (3) 抹消登録

新規登録者等又は本人であることを証明する書面を提示して他人が新規登録を受けた自転車を利用しようとする者の申出により、当該新規登録に係る登録事項を抹消することをいう。

#### (4) 訂正登録

新規登録に係る登録事項を訂正することをいう。

#### (5) 登録カード

規則第2条第4項第2号の規定により、指定団体が定めた様式で、新規登録、変更登録又は抹消登録するためのものをいう。

#### (6) エラーリスト

熊本県警察情報管理システム（以下「システム」という。）に登録されている登

録番号と同じ登録番号をシステムに入力した場合において、その誤りを認識させるため、システムから出力される一覧表をいう。

#### 第4 登録カード等の取扱方法

##### 1 警察署における処理

###### (1) 販売店から送付された場合の処理

警察署長は、二輪車商組合から委託を受けて防犯登録に係る登録業務の一部を行う者から登録カードの送付があったときは、これを受け付けるものとする。

###### (2) 警察署において申出を受けた場合の処理

警察署長は、変更登録又は抹消登録の申出があったときは、システムにより、警察本部生活安全部長（以下「生活安全部長」という。）が別に定める防犯登録変更届出書又は防犯登録抹消届出書を作成するものとする。この場合においては、当該申出に係る変更登録又は抹消登録前の登録事項とシステムに登録されている登録事項とが同一であるかどうかを確認するとともに、抹消登録の申出が新規登録者等以外の者によるものであるときは、当該抹消登録に係る自転車が盗品でないかどうかについても確認するものとする。

###### (3) 生活安全企画課長への依頼

警察署長は、(1)により受け付けた登録カード並びに(2)により作成した防犯登録変更届出書及び防犯登録抹消届出書を警察本部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）に送付し、新規登録、変更登録又は抹消登録に係る登録事項のシステムへの入力を依頼するものとする。

##### 2 警察本部における処理

###### (1) 新規登録に係る電磁的記録の作成依頼

生活安全企画課長は、1(3)により警察署長から送付を受けた登録カードのうち新規登録に係るものについては、二輪車商組合に送付するとともに、新規登録に係る登録事項について電磁的記録の作成を依頼するものとする。

###### (2) 変更登録又は抹消登録に係る確認

生活安全企画課長は、1(3)により警察署長から送付を受け、又は県防犯協会から送付を受けた登録カードのうち変更登録又は抹消登録に係るものについては、当該変更登録又は抹消登録前の登録事項とシステムに登録されている登録事項とが同一であるかどうかを確認するとともに、抹消登録に係る登録カードが新規登録者等以外の者からの申出により作成されているときは、当該抹消登録に係る自転車が盗品でないかどうかについても確認するものとする。

###### (3) 生活安全企画課長によるシステムへの入力

生活安全企画課長は、次に掲げる場合は、新規登録、変更登録又は抹消登録に係る登録事項をシステムに入力するものとする。

ア 指定団体から新規登録に係る登録事項について電磁的記録の送付を受けた場合  
イ 警察署長からシステムへの入力について依頼を受けた場合であって、当該入力に支障がないと認めるとき。

#### 第5 システムへの誤入力等に対する処理

- 1 生活安全企画課長は、システムへの入力によりエラーリストが出力されたときは、当該エラーリストに係る登録番号に応じ、二輪車商組合が作成した電磁的記録に係るものにあつては二輪車商組合に、県防犯協会が作成した電磁的記録に係るものにあつては県防犯協会に対し、生活安全部長が別に定める調査依頼書により、登録事項に誤りがないかどうかについて調査を依頼するものとする。この場合において、当該調査の報告期限は、依頼をした日の属する月の翌月の末日までとする。
- 2 警察署長は、システムに登録されている登録事項を訂正する必要があると認めるときは、システムにより、生活安全部長が別に定める訂正報告書を作成し、生活安全企画課長に報告するものとする。

#### 第6 登録事項の照会

- 1 職員は、登録事項のうちいずれかの事項をシステムに入力する方法により、生活安全企画課長に登録事項の全部を照会することができる。
- 2 職員は、システムに登録されていない登録事項で、新規登録された事実があると認められるものについては、更に生活安全企画課長に照会するものとする。

#### 第7 防犯登録の効用の広報啓発

生活安全企画課長及び警察署長は、県民が所有する自転車の全てに防犯登録が行われるよう、市町村等の関係行政機関、指定団体等と連携し、防犯登録の効用について広報啓発を推進するものとする。

#### 第8 その他

この要綱の実施について必要な事項は、生活安全部長が別に定めるものとする。